

人事院における調達の新況及び令和8年度調達改善計画

人事院調達改善計画は、人事院が調達する財・サービスの性質に応じた調達の適正性、透明性の確保、効率性の向上等を目指し、調達に関する目標設定と結果の検証・評価を実施する体制を整備することにより、PDCAサイクルによる調達改善を実現することを目的とする。

I. 最近の調達の状況

令和7年度上半期（令和7年4月1日から令和7年9月30日までの期間）において人事院（公務員研修所並びに地方事務局及び沖縄事務所を含む。）が締結した契約の概況は、以下のとおりであった。（なお、以下の分析の対象とする契約には、予定価格がおおむね200万円以下の少額随意契約等^{*1*}を含まない。令和7年4月1日より少額随意契約等の基準額が改正。）

（1）一般競争契約に関する分析

58件の一般競争契約を予定価格で見ると、1,000万円超が27件、500万円超1,000万円以下が15件であり、16件（28%）は500万円以下の契約であった。そのうち令和8年1月から2月にかけての本院の庁舎移転に関連する契約は12件中、1,000万円超が11件、500万円超1,000万円以下が1件であった。

庁舎移転に関連する契約を除くと、「財産買入」を内容とする一般競争契約では、12件中1,000万円超が3件、500万円超1,000万円以下が3件であり、6件（50%）は500万円以下の契約であった。また、「財産買入・物件借入以外」を内容とする34件の一般競争契約では、1,000万円超が13件、500万円超1,000万円以下が11件であり、10件（29

^{*1*} 対象に含まれないのは、次に掲げる少額随意契約等である。

ア 予定価格が400万円を超えない工事の契約

イ 予定価格が300万円を超えない財産買入（印刷を含む。）の契約

ウ 予定価格が150万円を超えない物件借入の契約

エ 工事、財産の買入及び物件の借入以外の契約で予定価格が200万円を超えないもの

オ 国の行為を秘密にする必要のある契約

カ 人事院を含む複数官署が当事者である契約（共同調達契約）のうち人事院が実際の契約事務を担当していない契約

%)は500万円以下の契約であった。

人事院における調達は、一般競争契約においても規模が小さいものの占める割合が高くなっている。このため、受注者が1契約から期待できる利益の規模も小さく、採算性が高くないことが推認される。

(2) 随意契約に関する分析

40件の随意契約を予定価格で見ると、1,000万円超は4件、500万円超1,000万円以下が10件であり、19件(48%)は500万円以下の契約であった。(他に、一律の認可料金によるタクシーの単価契約が6件あった。)

契約の内容及び契約方式を見ると、「財産買入」を内容とする7件では、企画競争に基づく随意契約が4件(全て国家公務員採用試験問題集の版下作成及び印刷)、公募したものの申込がなかったことによる随意契約が1件(海外新聞の納入)、競争性のない随意契約が1件(新聞の納入)、緊急の随意契約が1件(人事院公務員研修所で使用する電気)であった。これに対して、「物件借入」を内容とする13件では、公募したものの申込がなかったことによる随意契約が11件(国家公務員採用試験会場等の借用)、競争性のない随意契約が2件であった。また、「財産買入・物件借入以外」を内容とする20件は、企画競争に基づく随意契約が6件、公募の手續に基づく随意契約が7件、競争性のない随意契約が7件(不落随意契約の3件を含む。)であった。

(3) 1者応札(応募)の状況

令和7年度上半期に一般競争、企画競争又は公募の手續に基づいて締結された87件の契約のうち、応札者又は応募者が1者であった契約は30件であった。

その内訳は、一般競争(23件)は、「財産買入」が7件、「財産買入・物件借用以外」が16件であった。企画競争(7件)は、「財産買入」が4件、「財産買入・物件借入以外」が3件であった。

1者応札の解消に向けて、これまで資格要件の緩和等の措置を講じてきているところであるが、解消にまでは結びついていない状況が続いている。

II. 令和8年度調達改善計画

上に概観した最近、特に令和7年度上半期における人事院の調達の状況を踏まえ、「人事院が調達する財・サービスの性質に応じた調達

の適正性、透明性の確保、効率性の向上」という調達改善計画の目的を達成するために、令和8年度における調達の実施に際しては、次の行動に取り組むこととする。

(1) 電子調達システムの活用及び積極的な情報発信による参入業者の拡大

一般競争入札案件については、引き続き電子調達システムを利用して入札を実施するとともに、同システムやホームページを活用することにより、人事院の実施する調達に関する情報をより多くの潜在的な応札者（応募者）に的確に届け、参入業者の拡大を図る。また、事業者に対しても電子入札・契約による利点を説明することで電子調達システムの利用率を高める。

(2) 低入札価格調査制度の適切な運用

低入札価格調査については、財務省主計局長通知（令和7年6月17日付け）により、より実効性のある調査となるよう留意事項が示されたところ、人事院においては低入札価格調査を実施する入札の割合が増えているため、適切な仕様書の作成、予定価格の適正な設定等により低入札価格調査の対象となる調達案件をできるだけ解消するよう努めるとともに、対象となった調達案件については、低入札価格調査を適切に実施する

(3) 情報システムに係る調達に際して、仕様の必要性・妥当性のチェック

情報システムの調達に際しては、府省内全体管理組織（PMO）及びプロジェクト推進組織（PJMO）主導のもと、令和2年1月に作成したIT関連調達仕様書作成要領を活用しつつ、システム構築や改修の企画段階から仕様の内容や構成の必要性・妥当性をチェックすることにより、適正な調達を実施する。

(4) 引き続き「1者応札（応募）」解消に向けた取組の推進

1者応札の要因になりかねない事項の事前チェックを徹底するとともに（十分な入札公告期間、履行期間が確保されているかの確認を含む）、調達情報の積極的な発信を行い新規業者の参加を促す。また、1者応札（応募）となった事案に対しては、入札までに至らなかった理由を調達原課より業者へ適宜聴取するなど丁寧に実情を把握し、分析・考察のうえ可能なものは調達の仕様に反映させる外、1者応札の要因となっている課題について、実施可能な改善策を実

行に移し、1者応札の解消に努める

(5) 調達公正性・透明性を高める観点から、更なる競争性の確保

競争性のない随意契約について、可能な限り一般競争契約等による調達の可能性を追求する。例えば、調達案件の内容に応じて、従来から引き続き、入札における「競争参加資格（全省庁統一資格）」（「A等級」から「D等級」までの格付け）の設定に当たって、調達内容に応じた企業規模を勘案しつつ、許容される限り範囲を幅広く設定して、より多くの業者の参加を促すことにより競争性の確保を図る。（併せて、中小企業の受注機会の拡大に資するようとする。）

なお、随意契約によらざるを得ないと判断される調達については、引き続き、当該判断の妥当性や合理的な理由の有無について随意契約審査委員会の審査手続を経るなどによって、公正・適正な随意契約の締結を確保する。

(6) 障害者就労施設からの調達の拡大

障害者就労施設からの調達が可能な案件を他府省の調達情報や取扱い業務の情報をもとに検証し、手続的に適正な競争性は確保した上で、引き続き積極的な見積依頼等の働きかけを行い、これら施設からの調達の一層の拡大に努める。

以 上